

# 福岡県公報

平成二十一年十一月二十七日  
第三千四十四号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第七百九十一号)

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域

点地域の指定の一部改正

(環境保全課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第七百九十一号

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定(平成五年四月福岡県告示第六百八十七号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十一月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

二 重点地域の範囲を次のように改める。

二 重点地域の範囲

糸島市志登、潤、波多江、浦志、泊、油比、新田、前原、荻浦、大浦、東、神在、岩本、千早新田、加布里、白糸、川付、長野、飯原、本、雷山、高上、山北、三坂、香刀、八島、蔵持、有田、富、多久、篠原、井原、三雲、曾根、井田、志摩稻留、志摩井田原、志摩松隈、志摩馬場、志摩津和崎、志摩初、志摩師吉及び志摩稲葉。ただし、下水道処理区域を除く。